

○特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付を希望する事業者(特別徴収義務者)の皆さまへ

個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付は、事業者(特別徴収義務者)の皆さまにおいて、PCdesk 等から「特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ」および「パスワード取得 URL ファイル」が格納された「納税義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書(以下「特徴税通(納税義務者用)」という。)」をダウンロードしていただくことで行われます。

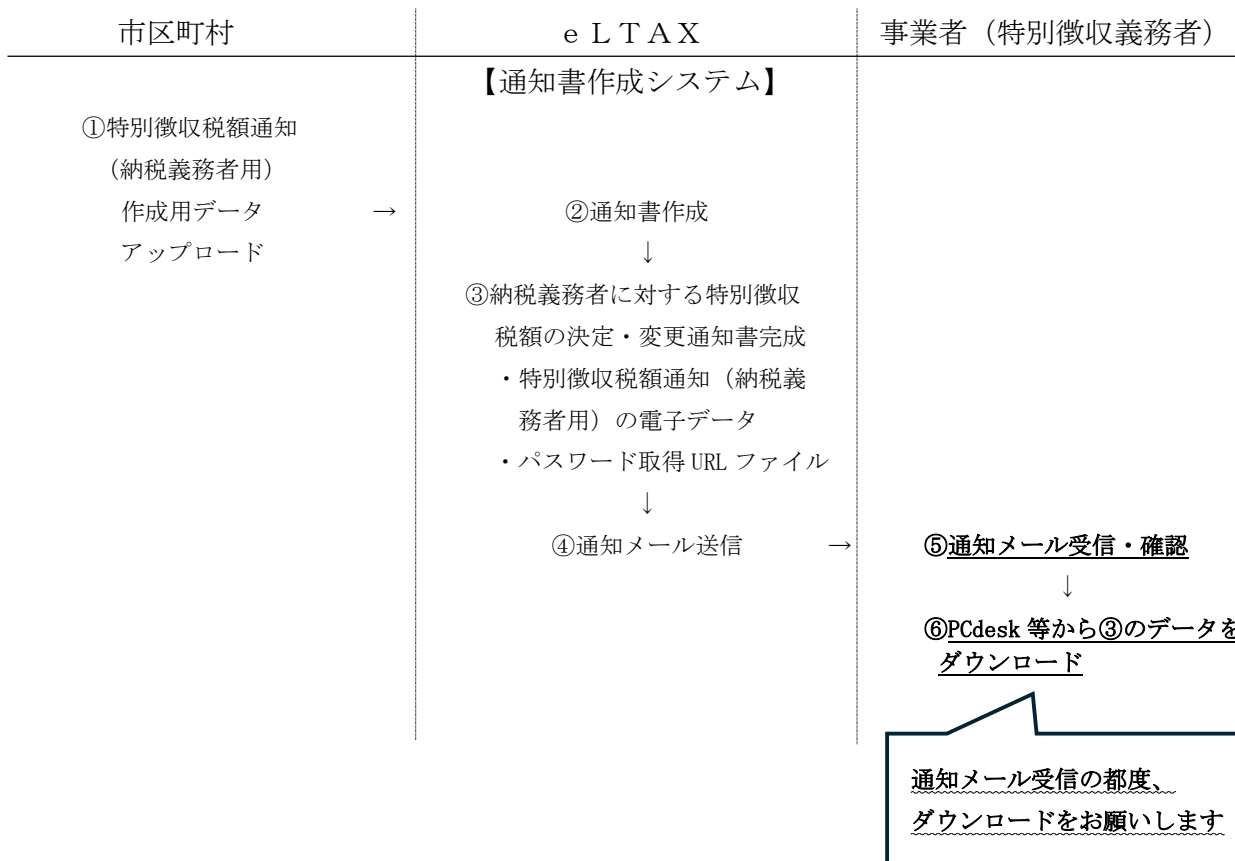
- 「特徴税通(納税義務者用)」は、事業者(特別徴収義務者)の皆さまに関係する市区町村ごとに作成され、準備が整った市区町村分は、電子メールにより、格納のご案内と保護番号をお知らせします(通知メール)。
- 通知メールは、ダウンロード可能となった日ごとに作成され、1日あたり最大2回送信される予定です。

事業者(特別徴収義務者)の皆さまにおかれましては、通知メールを受信されましたら、その都度ダウンロードを行っていただきますようお願いいたします。

その際、複数日分を一括でダウンロードされますと、通信回線の混雑等により時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

また、「特別徴収義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書(処分通知等)」と「特徴税通(納税義務者用)」の格納時期が数日ずれ、通知メールが別々の日に送信される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(参考 1) 特別徴収税額通知 (納税義務者用) が届くまでの流れ



(参考 2) 望ましい例と避けていただきたい例

○ 望ましい例		× 避けていただきたい例	
通知メール	ダウンロード	通知メール	ダウンロード
5月12日 1通(5件分) →	5件分実施	5月12日 1通(5件分)	未実施
5月13日 1通(10件分) →	10件分実施	5月13日 1通(10件分)	未実施
5月14日 1通(15件分) →	15件分実施	5月14日 1通(15件分)	未実施
5月15日 1通(20件分) →	20件分実施	5月15日 1通(20件分) →	一括50件分実施